

農政第358号
令和2年4月20日

石川県建設産業連合会会長 様
(一社) 石川県構造物解体協会会長 様

石川県農林水産部農業政策課長
(技術管理室長)
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
県発注の工事及び業務の対応について

標記について、令和2年4月16日に本県が国の緊急事態宣言の対象となったこと等を踏まえ、感染拡大防止対策に万全を期す観点から、県発注の工事及び業務については、下記のとおり対応することとしましたので、適切な措置が講じられるよう、貴会会員に周知頂きますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

令和2年4月16日に改正された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、公共工事などの安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されております。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

工事や業務においては、多人数での作業や打合せをはじめ、感染を拡大するリスクが高いと考えられている三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じかねない場面も想定されることから、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

このため、施工中の工事等については、以下を踏まえ、適切に対応願います。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒や手洗いなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当技術者のみならず、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。

また、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制を構築するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。

(3) 工事等における進行管理上の発注者との打合せ等については、可能な限り対面を避けること。

やむを得ず対面での打合せが必要となる場合は、最小限の人数にするとともに、風通しの悪い空間や至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクを着用する等、感染拡大防止の対策を徹底し、出席者全員の氏名を確実に記録すること。

3. 施工中の工事等に関する意向確認について

受注者の感染拡大防止の取組みや現場の事情等を尊重し、必要な支援を行う観点から、工事等の継続の意向確認を行うこととしました。

つきましては、担当の監督員から現場代理人に対し、書面による意向確認を行いますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

4. 契約関係事務手続きについて

工事等の見積合わせについては、見積書の郵送を認めていないところですが、当面の間、土木部競争入札心得第4条第3項の規定に基づく、やむを得ない場合に該当するものとして、郵送による見積書の提出も認めることとします。